

令和7年度（補正予算）
循環型社会形成推進事業費補助金

自動車における再生材市場構築のための
産官学連携推進事業
～**破碎設備導入事業**～
公募説明資料

令和8年9月7日～10月30日
公益財団法人廃棄物・3R研究財団
資源循環調査センター

本事業について（公募要領 P 1）

公益財団法人廃棄物・3 R 研究財団（以下「財団」という。）では、環境省から令和7年度（補正予算）循環型社会形成推進事業費補助金（自動車における再生材市場構築のための産官学連携推進事業）の交付決定を受け、交付を受けた補助金を財源として、**自動車における再生プラスチックの市場構築のため、以下の2つの事業に要する経費に対して、当該経費の一部を補助する事業を実施します。**

1. 再生材の品質保証のための物性・懸念化学物質等の分析装置
導入事業
2. **プラスチック回収量拡大・輸送効率向上のための破碎設備導入
事業**

補助金の応募をされる皆様へ（公募要領 P2・3）

（重要事項）

本補助金については、国庫補助金である公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、財団としても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本補助金に対し応募の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金の交付を受けられる方におかれましては、上記の点を充分にご認識された上で、応募の申請を行っていただきますようお願いいたします。

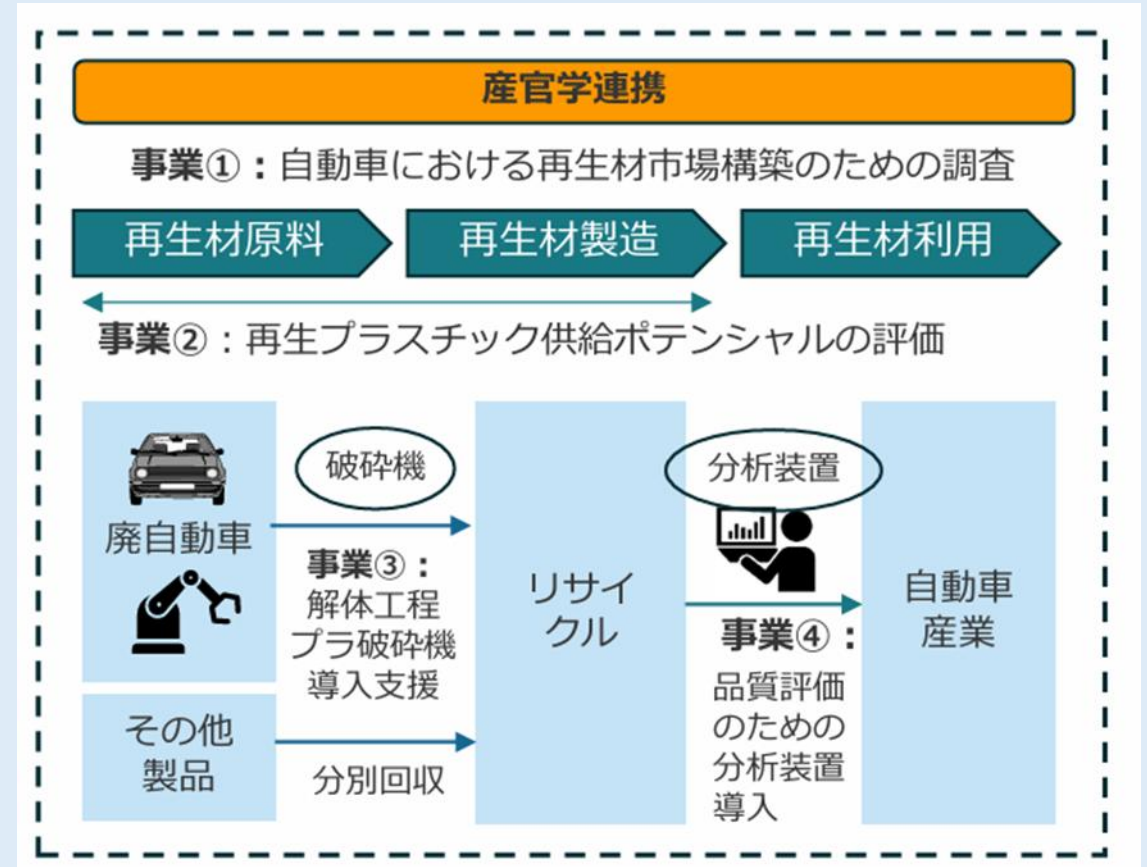
⇒詳細は「公募要領」 P2・3をご参照ください。

事業の目的 (公募要領 P5)

欧州のELV規則案などの国際的な変化に対応しながら、質の高い再生材の供給を拡大していくことは、我が国における循環経済への移行において重要な取り組みになります。

本事業では、「再生材の品質保証のための物性・懸念化学物質等の分析装置導入事業」及び「プラスチック回収量拡大・輸送効率向上のための破碎設備導入事業」を支援することにより、**再生プラスチックの質及び量の確保に貢献し、もって再生プラスチック市場構築を図ることを目的としています。**

事業イメージ



事業の内容 (公募要領 P6・7)

(2) プラスチック回収量拡大・輸送効率向上のための破碎設備導入事業

概要	使用済自動車由来のプラスチック回収量の拡大・輸送効率向上のため破碎設備の導入を支援。	補助対象経費	事業を行うために直接必要な経費、設備費等 ※(破碎設備等、対象機器の制御盤及び対象機器間の配管・配線等、設備の運搬・据付け、試運転調整等) ※本補助事業において補助対象となる設備は新品であること。新古品、中古品(一度でも稼働した設備、整備済み中古を含む)は補助対象外となります。 ※リース会社の利用は認められますが、設置事業者とリース会社の共同申請とし、リースの場合の補助対象は、リース会社が購入した設備機械装置とし、リース料を構成する手数料、保険料等の経費は対象とはなりません。希望する事業者は財団までご相談ください。
対象事業者	使用済自動車に係る資源回収インセンティブ制度に参加する解体業者、破碎事業者等 (※対象事業者の詳細は「2.2 補助の対象となる事業者」をご参照ください。) なお、資源回収インセンティブ制度につきましては、以下をご参照ください。 https://www.env.go.jp/recycle/car/page_01769.html	※補助対象外の経費	既存施設の撤去・移設・廃棄費、予備品、官公庁等への申請・届出に係る経費、本補助金への応募・申請等に係る経費
補助率	2分の1		
補助事業期間	交付決定日以降から令和9年2月末* (原則として) (* 試運転及び検収までを含む)		

- ・対象： 資源回収インセンティブ制度に参加する解体業者・破碎事業者等
- ・補助率： 1/2
- ・期間： 交付決定日～令和9年2月末 (試運転・検収含む)
- ・対象経費： 破碎設備等の導入に直接必要な設備費 (運搬・据付・試運転含む)
- ・条件： 新品の設備のみ (中古・新古品は不可)
その他リース可 (リース会社との共同申請／対象は設備本体のみ)
- ・対象外： 既存設備の撤去・廃棄費、予備品、申請手続費用 等

事業者の要件 (公募要領 P7)

今回の補助事業の対象者は以下となります。

【破砕設備】

- ① 民間企業
- ② 個人または個人事業主
- ③ その他環境大臣の承認を得て財団が適当と認める者

事業者の要件 (公募要領 P8)

(2) プラスチック回収量拡大・輸送効率向上のための破砕設備導入事業

再生プラスチック原料となるバンパーや内装材等を回収し、破砕を行う解体業者、破砕業者等であり、下記の条件を満たす事業者。

- ①使用済自動車に係る資源回収インセンティブ制度に参加予定の事業者。
- ②かつ、資源回収のコンソーシアムに加盟している事業者、若しくは加盟する予定の事業者。

事業者の要件 (公募要領 P8)

【その他基本的要件】

- 事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること。
- 提案内容に、事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等が明確な根拠に基づき示されていること。
- 本事業の補助により導入する設備等について、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に規定する給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）を受けていないこと。
- 暴力団排除に関する誓約事項（様式4）に誓約できるものであること。

申請時の注意点（公募要領 P8・9）

- 同一事業者が複数の事業所について応募申請を行う場合には、事業所単位で応募申請を行う必要があります。
- 応募時に、補助対象となる破砕設備若しくは分析装置の設置場所（事業所等所在地）が確定している必要があります。
- 補助対象設備の導入に関する計画が具体的に作成されている必要があります。
- 補助対象設備については、当該設備の製造者等において安全対策をとったものである必要があります。
- 設備の設置にあたって、それぞれの自治体における廃棄物処理法上の設置許可や騒音条例上の問題がないことの確認がとれている必要があります。

応募方法 (公募要領 P9)

【応募書類】

応募にあたり提出が必要となる書類は、公募要領を参照の上、財団HP内の「自動車における再生材市場構築のための産官学連携推進事業専用ページ」より、電子ファイルをダウンロードして作成してください。

https://www.jwrf.or.jp/individual/prj_002186.html

応募方法（分析装置・破碎設備）

（公募要領 P9・10）

【応募書類】

＜共通＞ 詳細は公募要領 P9・10をご参照ください。

【様式 1】応募申請書

【様式 2】実施計画書（分析装置申請用・破碎設備申請用）

【様式 3】経費内訳（分析装置用・破碎設備用）

企業パンフレット等（企業パンフレット、定款）

経理状況説明書（直近2決算期の貸借対照表／損益計算書）

認証取得状況

【様式 4】暴力団排除に関する誓約書

応募方法（破碎設備）

（公募要領 P10・11）

【応募書類・追加分】

破碎設備の申請には共通書類に追加して、以下の書類をご提出ください。

書類の種類 ^①	内容・添付書類・注意事項 ^②
契約書・提案書の写し ^③	資源回収インセンティブ制度に参加していることや、コンソーシアムに加盟していることの証明として、下記の書類をご提出ください。^④ [提出書類] ^⑤ ・「資源回収インセンティブ制度 審査申込書」の写し、^⑥ - 若しくは、提出予定の審査申込書の案（PDF）※1（申請時に必須）^⑦ ・「コンソーシアム基本契約書」の写し（PDF）※2^⑧ ・ASRチームとの「インセンティブ契約書」の写し（PDF）※3^⑨ ※1：「資源回収インセンティブ制度 審査申込書」の写しは、補助金申請時に必ずご提出ください。<u>もし、審査申込が済んでいない段階で補助金を申請される場合は、提出予定の審査申込書の案をご提出いただき、審査申込が済んだ段階で改めて正式な審査申込書の写しをご提出ください。</u>^⑩ ※2：補助金申請時に「コンソーシアム基本契約書」の締結が完了していない場合は、契約締結後に改めて写しをご提出ください。また、複数のコンソーシアムに所属している場合は、全ての契約書の写しをご提出ください。^⑪ ※3：補助金申請時に「インセンティブ契約」の締結が完了していない場合は、契約締結後に改めて写しをご提出ください。<u>契約締結に至らない場合は、補助金を返還していただきますのでご注意ください。</u>^⑫
自動車リサイクル法に基づく許可証の写し ^⑬	自動車リサイクル法に基づく業許可の取得状況を確認させていただくため、該当する書類をご提出ください。^⑭ [提出書類] ^⑮ ・解体業、若しくは破碎業の許可証の写し（PDF）^⑯ ※解体業と破碎業の両方の許可を取得している場合は、両方の許可証の写しをご提出ください。^⑰

① 契約・制度関係（PDF）

- ・資源回収インセンティブ制度 審査申込書の写し
（未申込の場合は申込書案。申込後に正式版を再提出）
- ・コンソーシアム基本契約書の写し
（未締結の場合は締結後に提出／複数所属時は全て提出）
- ・ASRチームとのインセンティブ契約書の写し
（未締結の場合は締結後に提出。未締結のままの場合は補助金返還）

② 許可証関係（PDF）

- ・解体業 または 破碎業の許可証の写し
（両方取得している場合は両方提出）

応募方法（公募要領 P11）

【提出方法】

申請書類一式（電子媒体）を、10月30日の提出期限までに財団HPの申請フォームより提出してください。郵送や電子メールによる提出は受け付けません。

【提出先】

公益財団法人廃棄物・3R研究財団

「自動車における再生材市場構築のための産官学連携推進事業」専用ページ

https://www.jwrf.or.jp/individual/prj_002186.html

応募方法（公募要領 P11）

【公募期間】

令和8年9月7日（月）～ 令和8年10月30日（金）

【提出期限】

令和8年10月30日（金）17時必着

※応募は順次受け付けるものとし、受付順から随時、審査～採択を行います。

（上記実施期間にも関わらず、今回の公募で予算額に達した場合、公募の受付を締め切ります）なお、補助事業期間は交付決定日から令和9年2月末となりますので、納期を十分考慮の上、申請をお願いします。

補助対象事業の選定（公募要領 P12）

事業の選定にあたって、財団において対象事業の要件への適合状況や申請内容の妥当性を確認し、専門家の意見を踏まえたうえで選定します。各事業の選定のポイントは以下の通りです。

（２）プラスチック回収量拡大・輸送効率向上のための破砕設備導入事業

- ・ 破砕設備の導入により、使用済自動車からの再生プラスチックの回収量拡大が見込めること。
- ・ 破砕設備の導入により、使用済自動車から回収された再生プラスチックの運搬効率が向上し、運搬コストの削減が見込めること。

※ 対象事業の基本的要件に適合しない提案については審査を行わないものとします。

※ また、対象事業の基本的要件及び対象事業の要件に適合する提案であっても、応募内容によっては、補助額の減額又は不採択とする場合がありますのでご了承ください。

※ 審査結果に関するお問い合わせ等は対応致しかねます。

事業の選定 (公募要領 P27・34)

【事業費用の上限の目安】

1社あたりの事業費用の上限金額の目安

- (1) 分析装置 3,000万円程度 (補助金額上限1,500万円目安)
- (2) 破砕設備 2,500万円程度 (補助金額上限1,250万円目安)

上限金額はあくまでも目安となります。

採択決定後の手続きについて（公募要領 P13～15）

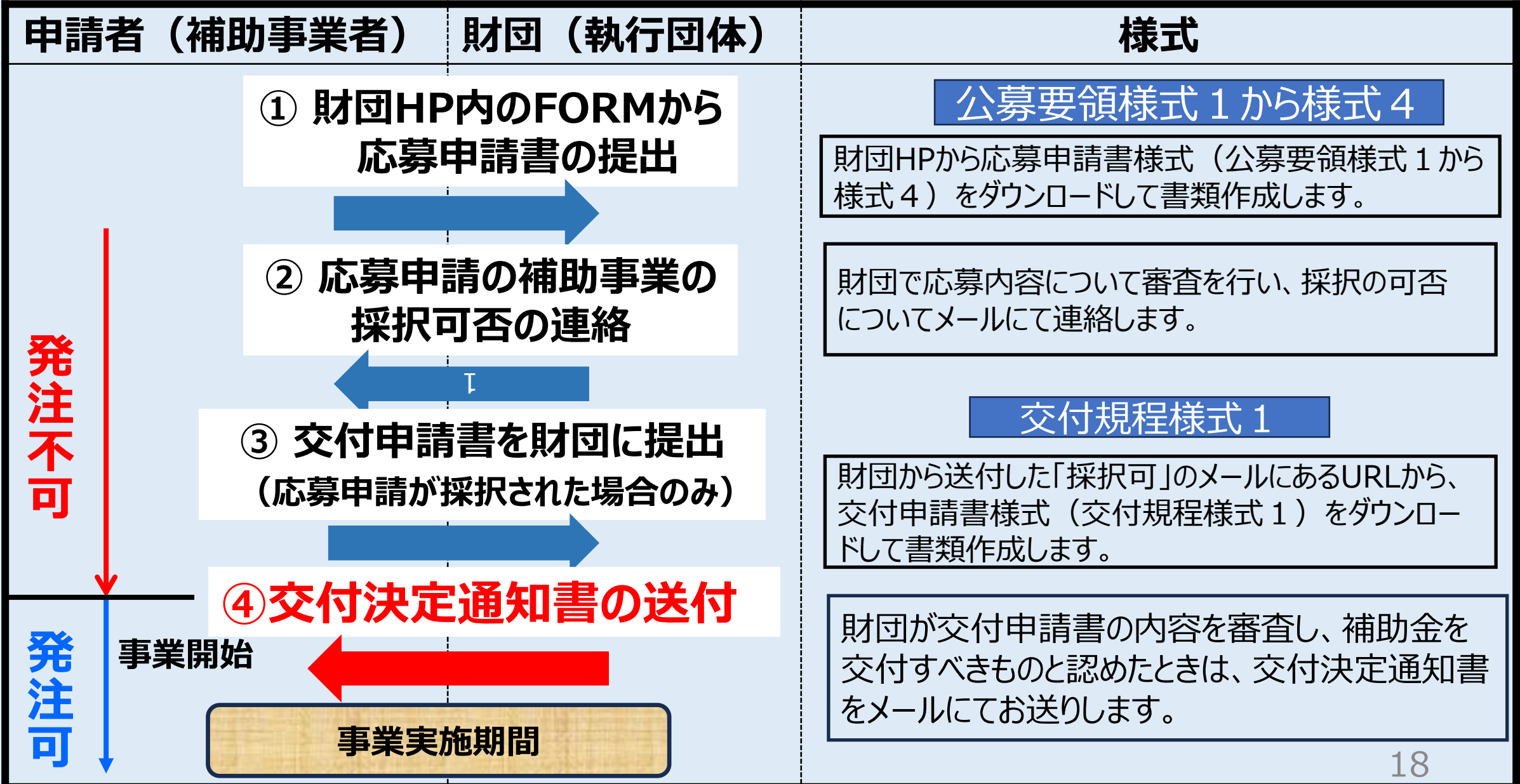
採択決定後、本補助金交付の手続きに入ります。

具体的には、

- ・交付規程
- ・公募要領（6．留意事項等（P13～16）） をご参照下さい。

※万が一、これらの規程及び公募要領が守られない場合には、事業の中止、補助金返還などの措置がとられることがありますので、制度について十分ご理解いただいた後、応募してください。

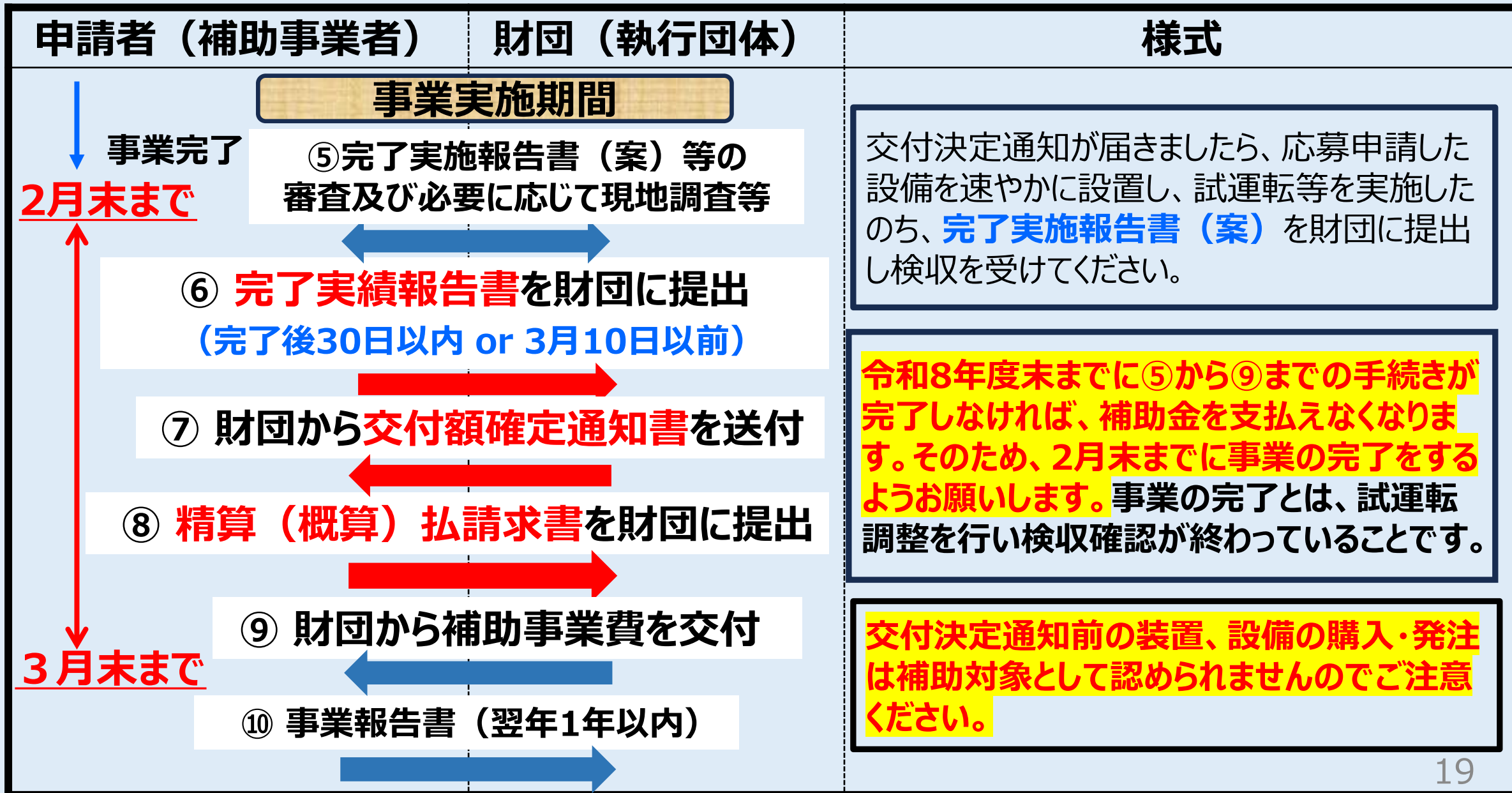
本事業全体の流れ（事業実施前）



発注不可

発注可

本事業全体の流れ（事業実施後）



問い合わせについて（公募要領p-11）

本補助事業に関するお問い合わせは、FAQを参照した上で、なお、不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。なお、問い合わせ内容を正確に把握するため、**極力、電子メールをご利用ください。**その際、**メール件名を「自動車における再生材市場構築のための産官学連携推進事業補助金に関する問い合わせ」**としてください。

公益財団法人廃棄物・3 R 研究財団

資源循環調査センター

〒130-0026

東京都墨田区両国3-25-5 JEI両国ビル8階

担当：大塚、玉谷、井上、松野

TEL：03-6659-5507

E-mail：shigenjyunkan-1@jwrf.or.jp



公益財団法人

廃棄物・3R研究財団

Japan Waste Research Foundation